省　令

○法務省令第三十三号

総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第五十一条の規定に基づき、総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月二十一日

法務大臣　森　英介

総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令

総合法律支援法施行規則（平成十八年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「同条」を「法第五条」に改め、「国選付添人をいう。）」の下に「（以下「国選弁護人等」という。）」を、「国選被害者参加弁護士をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第二十一条を第二十二条とし、第六条から第二十条までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の一条を加える。

（報酬及び費用に関する調査）

第六条　支援センターは、法第三十条第一項第三号に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の報酬及び費用に関し、その事務について必要な調査を行うことができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第三十四号

手形法（昭和七年法律第二十号）第八十三条及び小切手法（昭和八年法律第五十七号）第六十九条の規定に基づき、昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月二十一日

法務大臣　森　英介

昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令

昭和八年司法省令第三十八号の一部を次のように改正する。

別表中千歳手形交換所の項を削る。

附　則

この省令は、平成二十一年七月二十一日から施行する。

○法務省令第三十五号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月二十一日

法務大臣　森　英介

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表宇都宮地方法務局の部大田原支局の款同支局の項管轄区域欄を次のように改める。

栃木県の内 大田原市 矢板市 那須塩原市 那須郡の内 那須町

別表宇都宮地方法務局の部大田原支局の款黒磯出張所の項を削る。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項を削り、同条第二項中「真岡支局」の下に「、大田原支局」を加え、同項を同条とする。

第六条の二に次の一項を加える。

3　前橋地方法務局高崎支局、富岡支局及び藤岡出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、前橋地方法務局で取り扱わせる。

第三十四条中「延岡支局」を「都城支局、延岡支局」に改める。

附　則

この省令は、平成二十一年八月三日から施行する。ただし、第二条中登記事務委任規則第三十四条の二の改正規定は同月二十四日から、同規則第六条の二の改正規定は同月三十一日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年七月二十一日

人事院総裁　谷　公士

人事院規則一五―一四―二四

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号ホを次のように改める。

ホ　保護観察所における次に掲げる当直勤務

(1)　保護観察に付され保護観察所に居住している者に対する指導監督及び補導援護のための当直勤務

(2)　(1)に規定する者に対する保護観察のための調査における関係人に対する質問等のための当直勤務（(1)に掲げる勤務を除く。）

第十三条第一項第三号中くを削り、トをくまで、チからワまでをトからヲまでとする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則九―一五の一部改正）

2　人事院規則九―一五（宿日直手当）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「ホ、チ(1)を除く。）からヌまで、ヲ並びにワ(3)及び(7)」を「ホ(1)、ト(1)を除く。）からリまで、ル並びにヲ(3)及び(7)」に改め、同項第四号中「第十三条第一項第三号チ(1)」を「第十三条第一項第三号ト(1)」に改める。

告　示

○法務省告示第三百四十二号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十一年七月二十一日

法務大臣　森　英介

住所　埼玉県川口市西川口３丁目14番14―511号
李継泰　昭和56年９月25日生

住所　名古屋市南区鳥山町３丁目15番地２
舒璽蓉　昭和57年２月16日生

住所　千葉県松戸市根本461番地
張興　昭和50年11月19日生

住所　神奈川県相模原市南橋本３丁目６番31号
アストン・カフ・クロフォード　昭和55年９月22日生

住所　千葉県市川市菅野５丁目３番１号
シオアペ・ラトゥー・ホラニ　昭和57年12月29日生

住所　東京都港区海岸３丁目９番40―1101号
ヘイゼル・ペナロッサ・キム　昭和49年６月１日生

住所　岐阜県土岐市下石町2235番地17
金**禎**成　昭和47年３月27日生

住所　京都市下京区中堂寺壬生川町29番地１
ブラノフスカヤ・ロディカ　昭和45年８月９日生

住所　京都市西京区大枝南福西町２丁目15番地10
レ・タイン・ホアン　昭和48年４月18日生

住所　東京都文京区本駒込６丁目10番25号
ピンダ・ダリア　昭和54年３月11日生

住所　神奈川県相模原市富士見６丁目３番３―307号
レ・ルリ　平成18年１月26日生

住所　東京都中野区弥生町２丁目31番９―303号
レ・コハル　平成20年４月３日生

住所　東京都中野区弥生町２丁目31番９―303号
レ・ヒヨリ　平成20年４月３日生

住所　東京都中野区弥生町２丁目31番９―303号
松本卓駿　平成14年５月11日生

住所　東京都中野区弥生町２丁目31番９―303号
鄭錦淑　昭和31年２月４日生

住所　東京都文京区本駒込６丁目10番25号
ホセ・エンリケ・デ・アルマス・ペレス　昭和50年５月８日生

住所　神奈川県相模原市富士見６丁目３番３―307号
侯佳**玟**　昭和44年６月26日生

住所　東京都西東京市西原町３丁目７番Ｂ―531号
侯昱安　平成５年12月５日生

住所　東京都府中市是政４丁目４番地22
侯皖辰　平成８年５月14日生

住所　東京都府中市是政４丁目４番地22
朴太玉　昭和52年５月16日生

住所　東京都西東京市西原町３丁目７番Ｂ―531号
安紅花　昭和47年２月14日生

住所　東京都西東京市西原町３丁目７番Ｂ―531号
林俊旭　平成18年11月７日生